

令和3年度第10回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年9月8日（水）9：00～9：12
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員（オンライン出席）
<事務局>
長谷川事務局長兼教育次長 山下教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 藤原学校教育部長
松本教科指導担当部長兼総合教育センター所長 河野児童生徒担当部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案3件、協議事項が3件です。

まず、非公開事項について、お諮りいたします。

このうち協議事項21、協議事項22につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。

教第35号議案 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則の件について

（長田教育長）

それでは早速、教第35号議案から参ります。神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則の件についてです。では、説明をお願いします。

(市邊学校経営支援課長)

第35号議案の神戸市立幼稚園規則一部改正ですけれども、入園申込み時に保護者に現在提出を求めている誓約書の廃止につきまして、7月20日の教育委員会会議において意見公募手続を行う旨を決定いただきました。その後、7月27日から8月25日まで意見公募を行いました。意見の提出はございませんでした。したがって、議案のとおり改正を行うものになります。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見はございませんでしょうか。特によろしいですか。

それでは、教第35号議案、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

教第36号議案 神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部を改正する規則の件について

(長田教育長)

続きまして、教第36号議案、神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部を改正する規則の件についてです。

(市邊学校経営支援課長)

こちらの第36号議案、神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部改正ですけれども、申請時の願書及び支給後に毎年提出を求めています。在学状況報告書の押印などの廃止につきまして、35号議案とともに意見公募を行いました。こちらにも意見の提出はございませんでした。したがって、お示しさせていただいている議案どおりに改正をしたいというものでございます。

(長田教育長)

それでは、この件について何か御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、教第36号議案、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

教第37号議案 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則の件について

(長田教育長)

続きまして、教第37号議案、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則の件についてです。

(市邊学校経営支援課長)

第37号議案、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正ですけれども、今回、他の2件の規則改正に合わせまして、こちらは意見公募が不要な元号の削除ですか形式的な様式変更を行いたいというものになります。

資料のページ番号2ページ、具体的に申し上げますと、様式第2号につきましては、これが就学通知書ということになります。こちらの区長と公印欄の廃止につきましては、相手方の事務に重大な影響を及ぼすものとして公印の省略ができないということになっておりまして、こちらは元号の平成というのが今実はもう様式で決まっておりますので、その平成という元号の廃止だけさせていただきまして、ページをめくっていただきまして、様式第5号、入学前健康診断のお知らせにつきましては、こちらは区役所から該当者に送る単なる通知ということになりますので、今回、押印の見直しの一環の中で公印欄の廃止をするという形式的な変更になっております。よろしくお願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について何か御意見ございませんか。

今井委員、どうぞ。

(今井委員)

この35号議案から37号議案まで、その利用者側の負担の軽減、また、職員、学校現場、職員側の負担軽減ってということで、すごくいい取組だと思います。今後もぜひ、また本当に不断の見直しというか、多分、他都市でも既にいろんな工夫をして、こういう手続を少しでも軽減していこうっていういろんな動きがあると思いますので、また適宜情報を得ながら、ぜひ見直しをお願いしたいと思います。

(長田教育長)

何か、どうぞ。そういう方向で臨んでもらっているとは思いますが。

(市邊学校経営支援課長)

前回は御指摘いただきましたので、こちらは規則改正を伴うものを中心に今回御議論させていただいておりますけれども、事務局内で今各課、文書見直し、押印欄の廃止に合わせて文書の見直しを基にまとめを進めておりますので、その条件がまとまり次第、また御報告改めてさせていただきたいと思っております。

(長田教育長)

よろしくお願ひいたします。

それでは、教第37号議案を承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

協議事項 1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続きまして、協議事項 1 です。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

(浜西健康教育課長)

まず市立学校園における感染確認状況の御報告をいたします。令和 3 年 8 月のところを御覧いただきますと、総計で 481 名の感染が確認をされております。第 4 波、4 月、5 月が合わせて 421 ですので、それを 8 月、1 か月で超えておるといような第 5 波の状況でございます。9 月 3 日現在で 92 名という感染報告が上がっておりまして、8 月末からの高い水準が継続をしておる状況でございます。

次のページに参りまして、学級閉鎖、臨時休業等に関する指針でございます。8 月 30 日に定めてございますが、学級閉鎖、学年閉鎖、学校園の臨時休業の基準を示してございます。学級閉鎖につきましては、クラスで 1 名感染者が出て感染可能期間中に登校園があった場合。学年閉鎖につきましては、同一学年の複数のクラスが学級閉鎖となった場合。2 学級の場合は、2 クラスの場合はどちらか 1 つのクラスが学級閉鎖となった時点で学年閉鎖とします。臨時休業については複数の学年閉鎖、また、それ以外でも異なる学年で学級閉鎖となった場合であって、学校園内で感染が広がっている可能性が高いものについては臨時休業を検討するという旨の指針としてございます。

最後 3 ページ目は 9 月 6 日、今週月曜日以降の学校運営について学校園に通知を行ったものでございます。9 月 6 日以降は通常どおり授業として給食を提供してスタートしてございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

ありがとうございました。それでは、この件について御意見等はございませんか。

(正司委員)

マスコミ等で分散登校とかオンライン、全面オンライン授業とかっていう報道が幾つかの学校でされています。全体の数から見ると、まだ多くないとは思いますが、こういう報道がされている中で、特に保護者の方々がそういう検討をしないのかってというような申入れが、学校園を通じて来ているとかそういうことはあるでしょうか。大きな声になってはいない感じですが。

(浜西健康教育課長)

学校園を通じてということですね。特に学校園を通じて大きな声となってということは、私どもには入ってはおりません。

(周尾総務課長)

教育委員会のホームページの問い合わせフォームなどでは、一部分散登校とかオンライン授業でとか、学校そのものを休校してほしいというような声はちらほらと来ておりますが、逆の意見というのもございますので、それが大きくなってということにはなっていないと思っています。

(長田教育長)

両方の意見があって、とにかく学校を極端に言うと、通常どおりにやってほしいと。行事も含んでというような意見もあれば、こういう第5波の状況の中で子供を学校に行かせたくないという御意見が出て、なかなかこう難しいところでは、私も非常に難しいなと思いつつながら、事務局の皆さん特にそうと思えますけども、とにかく今のこの感染状況これ以上感染拡大しないように、もちろん検討していますし、毎日毎日、状況を気にしながら報告を受けていますので、そういう状況を十分見守りながら、もし何かこう急激に状況が悪化するというようなことがあれば、迅速な対応をしないといけないというのは痛切に私も思っていますので、また何かそのあたり、事務局から逐一、教員委員の皆さんにも状況を迅速に報告していただくというようにお願いしたいです。

ほかにございませんでしょうか。

今後の方針に係る内容につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定によりまして非公開とすることが適当であると認められるというものに該当すると思われまますので、また後ほど非公開の場で今後の方針については協議をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(賛同)

それ以外の部分で、もし御意見ございましたら、お願いしたいと思えます。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

本田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

この際、教育委員の皆さんから今日の議題等以外の項目事案等について何か御意見ございませんか。

またお気づきの点がありましたら、後日、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

閉会 午後 9 時12分